

感染対策の予防及びまん延防止のための指針

株式会社三笑堂（以下「事業所」という）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という）の健康と安全を確保するため、平常時から感染症の予防に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービスの提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ① 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任 の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、定期的（年 2 回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
- ④ 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

ア 事業所内感染対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 利用者及び従業者の健康状態の把握

エ 感染症発生時の措置（対応・報告）

オ 研修・教育計画の策定及び実施

カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

ア 消毒

イ 濃厚接触者への対応 など

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

ア 医療機関： 職員各自のかかりつけ医

イ 保健所： 堺市保健所：072-222-9933

ウ 行政機関： 堺市役所：072-233-1101

感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、連絡をすみやかに行う。

社内： 管理者 宮宇地 清至（携帯）080-6184-2568

4. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（1）新規採用者に対する研修 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（2）定期的研修 感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

（3）訓練（シミュレーション） 事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

5. 本指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。